

## 別紙様式第十五の三 (平23財令96・追加、令元財令9・令2財令68・一部改正)

**糖大限要**  
（日本銀行編）

## 証券の貸借取引の残高に関する報告書

[illegible]

振興法規：外国為替の取引等の報告に関する法令  
主編官校：財・税・商

報決年月日：

Figure 1. Schematic representation of the experimental design. The subjects were divided into two groups: the control group (CG) and the experimental group (EG). The CG was divided into two subgroups: the control group (CG) and the control group (CG). The EG was divided into two subgroups: the experimental group (EG) and the experimental group (EG). The subjects were divided into two groups: the control group (CG) and the experimental group (EG). The CG was divided into two subgroups: the control group (CG) and the control group (CG). The EG was divided into two subgroups: the experimental group (EG) and the experimental group (EG).

圖書又件書券

|         |  |
|---------|--|
| 及代表者の氏名 |  |
|---------|--|

「報告書の紙分」(「報告書」に付)

イ、銀行　ロ、その他の金融機関　ハ、その他

佳新又建解存總

登錄者姓名 .....

招商者姓名(電話號碼)

(外借圖書：由外借卡上領取，四條書帶：由內帶作)

[illegible]

2000

- 1 併入により記入すること。
- 2 「貸主者の氏名」欄には、報告の押印について控除された者の氏名を記入すること。
- 3 本報告書は、「外貨証券」「法庫券」「法庫券」の3種類に区分して提出すること。①及び②は法庫券（法庫券）に限定する外貨証券以外の証券をいう。③に係る非居住者との間の貸借取引の年末残高を記入すること。
- 4 「共通項目」及び「別記項目」におけるコード番号は、表部のコード番号の記載に従い記入すること。
- 5 本報告書は、「共通項目」「別記項目」の2種類に分けて提出すること。①の欄の内容が異なるごとに別表として作成すること。
- 6 外貨証券に係る報告については、法庫券のように入力単位で、別記項目に別表として提出すること。②の欄には、法庫券単位で記入すること。③の欄には「単位未満四捨五入」。
- 7 本表に所定する銀行等又は金融商品取引業者を經由して非居住者となった証券貸借取引の年末残高を記入すること。前記の証券となる証券貸借取引の債権を受けた銀行等又は金融商品取引業者は、当該取引の相手方を名指して報告すること。
- 8 記入欄が不足する場合は、率直に記入して欠欄として報告すること。

\*\*\*\*\* 33

【報告書裏面】  
【共通項目】

| 【注1】 |             | 【注2】     |              | 【注3】 |             | 【注4】   |                        | 【注5】            |               |
|------|-------------|----------|--------------|------|-------------|--------|------------------------|-----------------|---------------|
| 取引種類 |             | 証券発行体の区分 |              | 対象年  |             | 報告者コード |                        | 勘定区分（信託勘定保有銀行等） |               |
| コード  | 定義          | コード      | 定義           |      |             | コード    | 定義                     | コード             | 定義            |
| 4 0  | 居住者の証券借入の残高 | 0 1      | 外貨証券： 非居住者発行 | YMY  | 西暦年<br>（4桁） | （5桁）   | 日本銀行が<br>通知する<br>5桁コード | 0 0             | 銀行勘定<br>信託勘定  |
|      |             | 0 2      | 外貨証券： 居住者発行  |      |             |        |                        | 1 0             | 信託勘定          |
| 4 2  | 居住者の証券貸付の残高 | 0 3      | 円払証券： 非居住者発行 |      |             |        |                        | <ブランク>          | 信託勘定を保有しない報告者 |
|      |             | 0 4      | 円払証券： 居住者発行  |      |             |        |                        |                 |               |

【明細項目】

| 【注6】                               |                                | 【注7】                            |                                | 【注8】          |         | 【注9】          |        | 【注10】     |  | 【注11】         |    |
|------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|---------------|---------|---------------|--------|-----------|--|---------------|----|
| 非居住者投資家の<br>所在国又は地域<br>(居住者発行円払証券) |                                | 証券発行体の<br>所在国又は地域<br>(非居住者発行証券) |                                | 証券種別          |         | 長短区分          |        | 年末残高      |  | 原通貨コード        |    |
| コード                                | 定義                             | コード                             | 定義                             | 名称            | 証券種別コード | 定義            | コード    | 定義        |  | コード           | 定義 |
| (3桁)                               | 本書令別表<br>第2に定める<br>国又は地<br>域番号 | (3桁)                            | 本書令別表<br>第2に定める<br>国又は地<br>域番号 | 証券種別<br>名称を記入 | 000     | 株式            | 00     | 長期(11年超)  |  | (3桁)<br><ト参照> |    |
|                                    |                                |                                 |                                |               | 010     | 国債            | 01     | 短期(11年以内) |  |               |    |
|                                    |                                |                                 |                                |               | 020     | その他の債券(事実債券等) | <ブランク> |           |  |               |    |
|                                    |                                |                                 |                                |               | 030     | その他の証券        |        |           |  |               |    |
|                                    |                                |                                 |                                |               |         |               |        |           |  |               |    |

【注11】

| 通貨名称          | コード | 通貨名称        | コード | 通貨名称          | コード | 通貨名称         | コード | 通貨名称        | コード |
|---------------|-----|-------------|-----|---------------|-----|--------------|-----|-------------|-----|
| 日本円           | 101 | イラン・リアル     | 117 | シンガポール・ドル     | 133 | バーレーン・ディナール  | 149 | モロッコ・ディルハム  | 161 |
| アメリカ・ドル       | 102 | インド・ルピー     | 118 | 新香港ドル         | 134 | パプアニューギニア・キナ | 150 | ルクセンブルク・フラン | 166 |
| ペルギー・フラン      | 103 | インドネシア・ルピア  | 119 | スペイン・ペセタ      | 135 | バングラデシュ・タカ   | 151 | ルーマニア・レイ    | 167 |
| カナダ・ドル        | 104 | パナマ・バツ      | 120 | スリランカ・ルピー     | 136 | フィジー・ドル      | 152 | ロシア・ルーブル    | 168 |
| 中東元           | 105 | ペネグエラ・ボリーバル | 121 | スロバキア・コルナ     | 137 | フィリピン・ペソ     | 153 | ECU         | 169 |
| フランス・フラン      | 106 | オーストラリア・ドル  | 122 | セーシェル・ルピー     | 138 | フィンランド・マルカ   | 154 | SDR         | 170 |
| ドイツ・マルク       | 107 | オーストリア・シリング | 123 | タイ・バーツ        | 139 | ブラジル・レアル     | 155 | ユーロ         | 171 |
| イタリヤ・リラ       | 108 | オマーン・リアル    | 124 | タイ・バンコク・タング   | 140 | ブルネイ・ドル      | 156 | チリ・ペソ       | 172 |
| オランダ・ギルダー     | 109 | カタール・リアル    | 125 | チェコ・コルナ       | 141 | ペルー・ヌボ・ソル    | 157 | ハンガリー・フォリント | 173 |
| スウェーデン・クローネ   | 110 | 韓国ウォン       | 126 | デンマーク・クローネ    | 142 | ポルトガル・エスクード  | 158 | ポーランド・ズロチ   | 174 |
| スイス・フラン       | 111 | ギリシャ・ドラクマ   | 127 | トリニダード・トバゴ・ドル | 143 | 香港ドル         | 159 | ルワンダ・フラン    | 175 |
| スターリング・ポンド    | 112 | クウェート・ディナール | 128 | トンゴ・リラ        | 144 | マレーシア・リンギット  | 160 | イスラエル・シェケル  | 176 |
| アイルランド・ポンド    | 113 | ケニア・シリング    | 129 | ナイジェリア・ナイラ    | 145 | 南アフリカ・ランド    | 161 | カンボジア・リエル   | 177 |
| グアラプス国連厚ディルハム | 114 | コロンビア・ペソ    | 130 | ニュージランド・ドル    | 146 | ミャンマー・チャット   | 162 | ベトナム・ドン     | 178 |
| アルゼンチン・ペソ     | 115 | サウジアラビア・リアル | 131 | ブルキナ・ファソ・コウネ  | 147 | メキシコ・ペソ      | 163 | ラオス・キップ     | 179 |
| イラク・ディナール     | 116 | ヨルダン・ディナール  | 132 | パキスタン・ルピー     | 148 | モリシャス・ルピー    | 164 | その他         | 999 |

- 【注1】 取引種類  
【注2】 証券発行体の区分  
【注3】 対象年  
【注4】 報告者コード  
【注5】 勘定区分  
【注6】 非居住者投資家の所在国又は地域  
【注7】 証券発行体の所在国又は地域  
【注8】 証券種類  
【注9】 長短区分  
【注10】 年末残高  
【注11】 原通貨コード
- 居住者の証券の借入を「4 0」、貸付を「4 2」として記入すること。  
外貨証券においては非居住者発行のものを「0 1」、居住者発行のものを「0 2」とし、円払証券では非居住者発行のものを「0 3」、居住者発行のものを「0 4」として記入すること。  
対象年を西暦（4桁）で記入。  
日本銀行（国務局）が通知する5桁コードを記入すること。  
信託勘定を保有する銀行等における銀行勘定を「0 0」、同信託勘定を「1 0」として記入すること（信託勘定を保有しない報告者はブランク）。  
居住者発行円払証券については、取引の相手方の所在国又は地域を本書令別表第2に定める国又は地域番号により記入すること。  
非居住者発行証券については、当該証券の発行体の所在国又は地域を本書令別表第2に定める国又は地域番号により記入すること。  
外貨証券、円払証券とも証券種類名称を記入すること。  
負債性証券等について原契約期間が1年を超えるものを中長期（0 0）、1年以内のものを短期（0 1）とすること。  
年末残高について、外貨証券の残高に係る報告については米ドルに換算のうえ百万米ドル単位で、円払証券の残高に係る報告については億円単位で記入すること（単位未満四捨五入）。  
証券の原通貨をコード表に従い記入すること。

（注）本報告書の提出に際しては、この裏面を転写することは要しない。